

東京都の宿泊税課税停止期間延長についてのお知らせ

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、2020年7月1日から同年9月30日まで宿泊税を課税停止としていましたが、大会延期を受けて課税停止の期間を延長することとなりました。

下記の期間（改正）においては、宿泊税は頂戴いたしません。

宿泊税課税停止期間

現行	2020年7月1日から同年9月30日まで
改正	2020年7月1日から2021年9月30日まで

リンク)

東京都の宿泊税について、詳しくは東京都主税局のホームページをご覧ください。

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/04/08/03.html>

以上